

お客さまへのお願い

本ソフトウェア製品の梱包を解かれる前に必ずお読みください。

このたびは、Visual Monitor をお求めいただき、まことにありがとうございます。弊社では、本ソフトウェアのお客さまによるご使用および、お客さまへのアフターサービスについて、下記の「ソフトウェアのご使用条件」を設けさせていただいております。下記「ソフトウェアご使用条件」を充分にお読みください。本使用条件にご同意いただけない場合には本製品の梱包を解かずに本ソフトウェアをお買い求めになった販売店にご返却くだされば、代金をお返しいたします。本製品の梱包を解かれた場合は、本使用条件にご同意していただいたものといたします。本使用条件にご同意していただいた場合には、お手数でございますが、本ソフトウェア製品に同封の登録カードに必要事項をご記入のうえ、同カードを弊社までご返送下さい。

VISUAL MONITOR のご使用条件

株式会社アルファプロジェクト（以下「弊社」とします。）は、本使用条件とともにご提供するソフトウェアプログラム（以下「許諾プログラム」とします。）を使用する権利を下記条項にもとづきお客様に許諾し、お客様も下記の条項にご同意いただくものとします。なお、お客様が期待される効果を得るための許諾プログラムの選択、導入、使用および使用効果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。

1. 期間

- 本使用条件はお客様が許諾プログラムをお受け取りになった日より発効します。
- お客様は、1カ月以上事前に弊社宛（弊社の宛先は本紙の末尾に記載されています。）書面により通知することによりいつでも本使用条件により許諾される許諾プログラムの使用権利を終了させる事ができます。
- 弊社は、お客様が本使用条件のいずれかの条項に違反された場合にはいつでも許諾プログラムの使用権利を終了させることができます。
- 許諾プログラムの使用権利は、上記（2）または（3）により終了するまで有効に存続します。
- 許諾プログラムの使用する権利が終了した場合には、本使用条件にもとづきお客様のその他の権利（ただし、第6条2項にもとづき許諾プログラム代金の変換を受ける権利を除きます。）も同時に終了するものとします。お客様は第6条2項に定める場合を除き、許諾プログラムの使用権利の終了後直ちに許諾プログラムおよびその全ての複製物を破壊するものとします。

2. 使用条件

- お客様は、許諾プログラムを1時に1台のコンピュータにおいてのみ使用することができます。
- お客様は、前項の定める条件に従い、日本国内においてのみ、許諾プログラムを使用することができます。
- 本使用条件は許諾プログラムに関する無体財産権を、お客様に移転するものではありません。

3. 許諾プログラムの移転等

- お客様は、許諾プログラムまたはその使用条件の第三者に対する再使用許諾、譲渡、移転またはその他の処置をとることはできません。
- お客様は、本使用条件で明記されている場合を除き、許諾プログラムの使用、複製、改変、結合、その他の処分をすることは、一切禁止されておりしております。

4. 変更または改作

お客様は、許諾プログラムを必要な場合を除きプログラム製品を変更または改作をすることはできません。
変更または改作されたプログラムの運用結果については、弊社は一切の責任を負いません。

5. 保証の制限

- 弊社は、許諾プログラムに関していかなる保証も致しません。許諾プログラムに関して発生する問題はお客様の責任および、費用負担をもって処理されるものとします。
- 前項規定にかかわらず、お客様が必要事項を記入した、所定の登録カードを弊社宛に返送された場合において、お客様による許諾プログラムのお受け取りの日から1年以内に弊社が許諾プログラムの誤り（バグ）を修正したときは、弊社は、かかる誤りを修正したプログラムもしくは修正のためのプログラム（以下、これらのプログラムを修正プログラムとします。）又はかかる修正に関する情報をお客様に提供するものと致します。ただし、当該修正1年以内に本ソフトウェア製品をお受け取りなりかつ登録カードを弊社宛に返送された全ての顧客に対して該当修正プログラムまたは、情報をアフターサービスとして提供する決定を弊社がその裁量によりなした場合には限ります。
- 許諾プログラムの記録媒体に物理的欠陥（ただし、許諾プログラムの使用に支障をきたすものに限ります。）がある場合において、お客様が、許諾プログラムをお受け取りになった日から14日以内に、かかる日付を記した領収書（またはその写し）を添えてお求めになった販売店に許諾プログラムを返却された場合には、弊社は該当記録媒体を無償で交換するものとし（ただし、弊社が欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限ります。）これをもって記録媒体に関する唯一の弊社の行う保証と致します。

6. 責任の制限

弊社の責任および、お客様の救済手段は下記に定めたとおりです。

- 弊社は、いかなる場合でも、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みません。）および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求にもとづく損害について一切の責任を負いません。また弊社が損害賠償責任を負う場合には、弊社の損害賠償責任はその法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払いになった許諾プログラムの代金相当額を以てその上限と致します。
- もし弊社が物理的欠陥のある媒体を第5条3項の規定にもとづき交換できない場合はお客様は本使用条件により許諾された使用条件を終了させることができるものといたします。弊社はかかる場合における弊社唯一の責任として、許諾プログラムおよびその全ての複製物の返却と引き換えに、お客様が実際にお支払いになった許諾プログラムの代金をお客様に返還するものとします。

7. その他

- お客様はいかなる方法によっても許諾プログラムを弊社の許可なく日本国内より輸出してはなりません。
- 本契約にかかわる紛争は、浜松地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。

ご 連 絡 先

株式会社アルファプロジェクト
営業部 「VISUAL MONITOR」 担当
〒431-3114 静岡県浜松市東区積志町834

TEL (053) 401-0033(代)
FAX (053) 401-0035